

# 第二次

# 千葉県再犯防止推進計画

～誰もが暮らしやすい千葉県づくり～

令和8年3月  
千葉県



## はじめに

本県における刑法犯検挙者数に占める再犯者の比率は、令和3年の51.0%から令和6年は46.6%と減少傾向にありますが、検挙者数の約半数が再犯者という状況が続いていることから、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯の防止」は、犯罪のない安全で安心して暮らせる社会を実現する上で重要な課題となっています。

このため本県では、令和4年1月に「千葉県再犯防止推進計画」を策定し、関係機関・団体等と連携しながら、本県独自の取組である刑務所出所者等の社会復帰に向けた包括的な支援をはじめ、再犯防止に向けた様々な施策に取り組んできました。

犯罪や非行をした人たちの中には、仕事や住居がない、薬物依存がある、適切な福祉サービスを受けられない等の理由により、地域社会で生活する上で困難を抱えている場合が多くあります。そのような人たちが、必要な支援を受けられず、社会で孤立し、再び罪を犯してしまうことのないよう、社会復帰に向けた“息の長い”支援を行っていくことが必要です。

そこで、「第二次千葉県再犯防止推進計画」では、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」という前計画での基本理念を継承しつつ、県、市町村、刑事司法機関、民間団体・協力者等が連携して、犯罪をした人の個々の状況に応じて、住居や就労先の確保、適切な福祉サービスの利用など生活基盤の安定に取り組むほか、矯正施設入所に至らない人に対する再犯防止に向けた支援（入口支援）等を一層充実してまいります。

県民の皆様には、犯罪や非行をした人を地域社会の一員として受け入れ、健全な社会生活が送れるよう、再犯防止に向けた取組に御理解、御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり御尽力をいただきました千葉県再犯防止推進連絡協議会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

令和8年3月

千葉県知事

熊谷 俊人





## 《目 次》

I	計画の概要	1
1	計画の策定趣旨・目的	
2	計画の基本理念	
3	計画の位置づけ及び対象者	
4	第二次計画策定に向けた基本的な方向性	
5	計画の期間	
II	本県における再犯防止を取り巻く状況	7
III	重点課題（施策）	9
IV	計画の目標等	11
V	具体的な取組	12
1	社会復帰に向けた包括的支援体制の整備（千葉県独自の重点課題（施策）） 『犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進』	
2	個別課題の解決に向けた重点課題（施策）	
(1)	地域による包摂の推進	33
(2)	社会における居場所の確保	40
(3)	保健医療・福祉サービスの利用の促進	60
(4)	非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施	73
(5)	犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施	85
(6)	民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進	100
VI	計画の推進体制と進行管理	109
	【資料編】	110



## <コラム>

千葉県中核地域生活支援センターの活動と再犯防止への取り組みについて	
【中核地域生活支援センター】	14
更生保護の実施機関【千葉保護観察所】	17
地域との支援体制の構築【千葉刑務所】	31
【市原刑務所】	32
関東更生支援ネットワークの御紹介【関東矯正管区】	35
刑事政策総合支援室における再犯防止の取組【千葉地方検察庁】	39
コレワーク関東の取組について【関東矯正管区】	46
地域の更生保護活動を支えて【更生保護法人千葉県更生保護助成協会】	48
【認定特定非営利活動法人 千葉県就労支援事業者機構】	48
自立準備ホーム（NPO 法人ガンバの会）の現状	53
更生保護施設【千葉県婦性会】	56
千葉県宅建協会について【(一社)千葉県宅地建物取引業協会】	58
司法と福祉を繋ぐ架け橋 千葉県地域生活定着支援センターの取組	65
【児童相談所】	76
【少年たちをサポートする“BBS 運動”（千葉県 BBS 連盟）】	79
非行少年を生まない社会づくりの推進について【千葉県警察】	83
寄り添う気持ち 向き合う力 支え合う未来	
～変わる勇気 支える場所～ 【市原青年矯正センター】	87
【八街少年院】	89
◎千葉少年鑑別所／千葉法務少年支援センター	90
『ほっとけない』の精神で【千葉県更生保護女性連盟】	92
私たちは困っている人の味方です【千葉県弁護士会】	99
保護観察所と二人三脚【千葉県保護司会連合会】	103
市町村の取組について【千葉市】	108

